

長岡市長 森 民夫 様



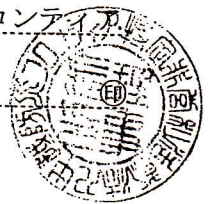
平成25年4月26日

〒 9 4 7 - 0 2 0 5

申請者 住 所 長岡市山古志虫亀3373番地1

団 体 名 特定非営利活動法人中越防災フロンティア

代 表 者 理事長 田中 仁



平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金交付申請書

平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	やまこし夏祭り																																							
事業概要	<p>【目的】 中越大震災より復興にむけて歩みつつけている山古志地域の住民が一同に会して楽しむ場を設けることで、より一層の連帯意識を高め、今後の地域活性化の一助になることを目的とします。</p> <p>【内容】 お盆期間中(8月17日(土)を予定)に山古志地域全体の「夏祭り」を企画、設営し、各集落どうし又は、帰省している山古志出身者との交流を図り、山古志の夏を楽しんでいただきます。会場内(山古志支所前を予定)には、地域内外から出店者(飲食及びお土産等)を集い、しめくくり盆踊りを行います。</p>																																							
補助申請額	<table border="1"> <tr> <td>下記 (F)の額を記入</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>				下記 (F)の額を記入	1	5	0	0	0	0	円																												
下記 (F)の額を記入	1	5	0	0	0	0	円																																	
補助申請額算出の基礎	<table border="1"> <tr> <td>支出の部合計(A)</td> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>=</td> <td>補助対象経費(C)</td> </tr> <tr> <td>187,500円</td> <td>0円</td> <td>=</td> <td>187,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの</td> <td>=</td> <td>特定財源(D)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>=</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(C)-(D)=補助金算出対象額</td> <td>(補助率)</td> <td>=</td> <td>補助金額 (E)</td> </tr> <tr> <td>187,500円</td> <td>80%</td> <td>=</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> </table>				支出の部合計(A)	補助対象外経費(B)	=	補助対象経費(C)	187,500円	0円	=	187,500円	事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの		=	特定財源(D)			=	0円	(C)-(D)=補助金算出対象額	(補助率)	=	補助金額 (E)	187,500円	80%	=	150,000円	↓				補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です				150,000円			
支出の部合計(A)	補助対象外経費(B)	=	補助対象経費(C)																																					
187,500円	0円	=	187,500円																																					
事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの		=	特定財源(D)																																					
		=	0円																																					
(C)-(D)=補助金算出対象額	(補助率)	=	補助金額 (E)																																					
187,500円	80%	=	150,000円																																					
↓																																								
補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です																																								
150,000円																																								
事業期間 (予定)	着手	平成25年8月17日	完了	平成25年8月17日																																				
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要説明書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 事業計画書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 事業の収支予算書 (第4号様式)																																							



平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金申請団体の概要

1. 申請団体の概要および申請事業の計画等【公開対象】

ふりがな	特定非営利活動ほうじんちゆうえつぼうさいふろんていあ		
団体名	特定非営利活動法人中越防災フロンティア		
代表者氏名	(肩書: 理事長) 田中 仁		
設立年月日	昭和・平成	18年 8月28日	構成員数 22人
設立目的	中越地域における被災地住民の生活再建を復興事業を通じて支援するとともに、その過程において得た知識・経験を、地域の総合的な防災力の向上に資することを目的とする。		
これまでの活動実績	1、現地調査、防災研究事業、被災地案内事業 2、クローバーバス運行事業 3、雪かき道場事業 4、情報発信事業		
過去の補助実績 (該当する場合のみ)	年度	補助を受けた制度の名称	補助金額(円)
	25	山古志・太田地区クローバーバス事業補助金	5,847,000
添付資料	事業計画	・別添「第3号様式 事業計画書」のとおり	
	収支予算等	・別添「第4号様式 事業の収支予算書」のとおり	
	その他、団体をPRするパンフレット等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (どちらかに○印)	

2. 申請団体の連絡先等【公開、非公開を選択※】

事務所所在地	長岡市山古志虫亀3373番地1	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
電話・FAX番号等	電話:0258-59-2308 FAX:0258-59-2305	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
	Eメールアドレス info@c-bosai-frontier.jp	
担当者連絡先	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
	住所	
	電話・FAX番号等	
添付資料	名簿またはこれに類するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
	規約またはこれに類するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開

※ 個人情報保護の観点から、広く公開してもよいものなら“公開”に、そうでないものは“非公開”に○を付けてください。

※ 2の添付資料(名簿類・規約類)については、交付審査の際の資料として審査関係者に提示する場合があります。

事業計画書

<p>事業名</p>	<p>やまこし夏祭り</p>
<p>事業実施の目的 (目的 現状 課題 必要性)</p>	<p>【目的・現状・必要性】 かつて山古志では、住民が楽しむ地域全体のイベントとして、毎年夏に運動会形式の「村民レクリエーション」が行われていたが、高齢化や人口減に伴う参加者減少により開催されなくなり、それにより全地域の住民が集い交流する場が失われてしまった。 そこで、地域の誰もが気軽に参加でき一同に会して楽しめる場として、地域全体の夏祭りを実施し、老若男女が集まる集落を超えた大規模な交流の機会とすることで、さらなる連帯意識を醸成し、地域活性化を図る。</p>
<p>事業内容 (実施月日 実施場所 参加者数 実施内容等)</p>	<p>実施月日：平成25年8月17日(土) 実施場所：山古志支所前駐車場 参加者数：300名を想定 実施内容：①地域内外から募集した出店者による飲食物の提供 ②のど自慢(カラオケ)大会の実施 ③盆踊り大会の実施</p>
<p>本年度の事業スケジュール</p>	<p>平成25年 7月上旬 出店者の募集 7月中旬 出店者の確定 7月下旬 ポスター・チラシ作製 8月上旬 出店者の打ち合わせ、チラシ全戸配布 8月17日 夏祭り当日 (11:00~17:00を予定)</p>
<p>地域活性化の波及性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山古志地域全住民を対象にすることで、集落を超えた交流ができ、連帯意識が高まる。今後の地域活動において一体感をもって取り組めるようになる。 ・お盆期間中に開催することで、帰省客との交流ができ、にぎわいが生まれる。

※ 事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙も可)

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

	項 目	予算額	内 訳
	地域コミュニティ事業補助金(F)	150,000	
自己資金		37,500	
特定財源	寄附金		
	参加費		
	その他収入金		
	小 計(D)		
その他			
合 計		187,500	

支出の部

(単位:円)

	項 目	予算額	内 訳
補助対象経費	使用料	185,400	・テント@9,450*7 ・テーブル@1,050*30 ・イス@210*90 ・やぐら賃借料 30,000 ・カラオケ機器、カキ氷機 38,850
	役務費	2,100	臨時出店保険掛金1日
	小 計(C)	187,500	
補助対象外経費			
	小 計(B)		
合 計(A)		187,500	

※ 項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

特定非営利法人中越防災フロンティア
役員名簿（平成 25 年 3 月 2 日現在）

理事長	田中仁	山古志商工会会長、山古志地域委員
副理事長	樺澤和幸	山古志地域委員会 委員長
理事・事務局長	田中康雄	(有)山古志清掃代表取締役、山古志地域委員
理事	五十嵐誠	(株)大久保土建取締役社長
	稲垣文彦	(社)中越防災安全推進機構復興デザインセンター長
	上村靖司	長岡技術科学大学機械系准教授
	菊入隆夫	濁沢地区町内会長
	澤田雅浩	長岡造形大学准教授
	高野徳義	(有)山古志自動車代表取締役会長
	高野裕	(株)パートナーズプロジェクト代表取締役
	星野勇	山古志住民会議代表
	森山重信	太田地区連合町内会長
	丸井英明	新潟大学災害・復興科学研究所長
相談役	青木勝	元 山古志支所長
	木村拓郎	一般社団法人減災・復興支援機構理事長
	大林厚次	(社)北陸建設弘済会理事長
顧問	大川秀雄	新潟大学工学部教授
	西澤輝泰	新潟大学名誉教授
	松本昌二	新潟大学名誉教授
	丸山暉彦	長岡技術科学大学名誉教授
	山口壽道	(社)中越防災安全推進機構事務局長
監事	山口壽道	(社)中越防災安全推進機構事務局長

特定非営利活動法人中越防災フロンティア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中越防災フロンティア（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

2 総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、中越地域等における被災地住民の生活再建を、復興事業を通じて支援するとともに、その過程において得た知識・経験を、地域の総合的な防災力の向上に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 現地調査・防災研究事業
- (2) 防災体験・学習事業
- (3) 情報発信事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 個人賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の活動を援助する個人
- (3) 団体賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の活動を援助する団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に提出し、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 入会は、理事長が可否を決定した時は、理事長が本人に通知するものとする。

(年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員・顧問・運営委員会及び職員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 本会に、顧問を1名以上5名以下で置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べるることができる。

(運営委員会)

- 第21条 理事長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認められる時は、理事会の議決を経て、運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第22条 本会に、この事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第23条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 年会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会によって議決された本会と類似の目的を有する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本会が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 丸井 英明

副理事長 丸山 結香

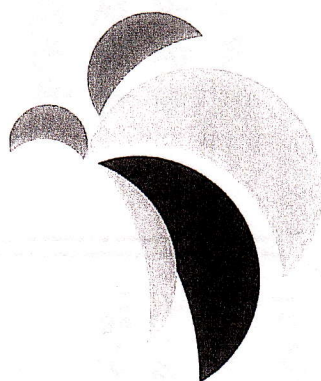
理 事 伊藤 忠雄
同 稲垣 文彦
同 江村 隆三
同 大川 秀雄
同 金子 武夫
同 上村 靖司
同 澤田 雅浩
同 高野 裕
同 西澤 輝泰
同 野村 敏雄
同 原 敏明
同 樋口 榮治
同 平井 邦彦
同 深澤 大輔
同 福田 伸宏
同 松本 昌二
同 丸山 暉彦
同 宮崎 光弘
同 和田 惇

監 事 丸山 美紀
同 山口 壽道

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正 会 員 (個人・団体)	5,000 円/年
	個人賛助会員	3,000 円/年
	団体賛助会員	10,000 円/年 (一口以上)

平成25年度
「地域コミュニティ事業」

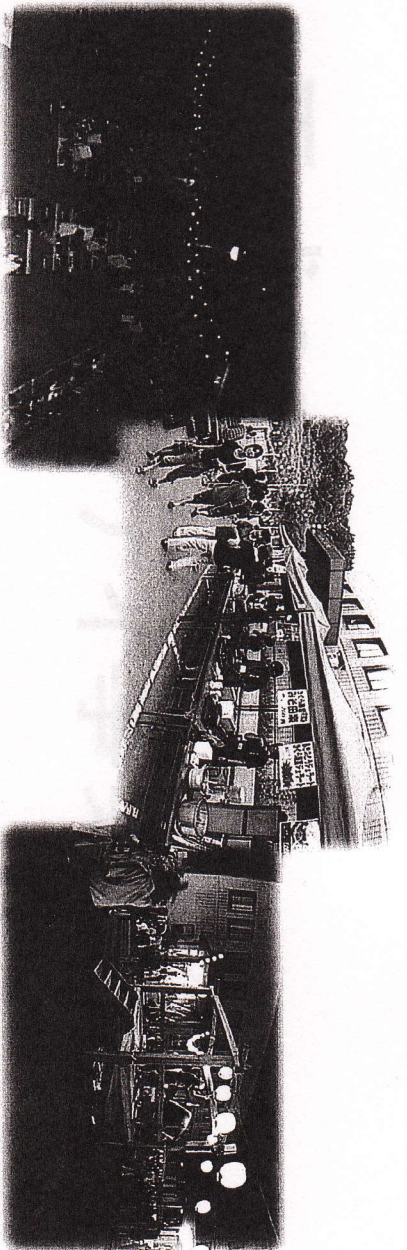


特定非営利活動法人

中越防災フロンティア

☆ 昨年の様子

東洋大の皆さんの歓迎会として多くの住民が参加



☆ 屋台のメニュー(案)

- ・カレーライス
 - ・カキ氷
 - ・焼きそば
 - ・牛串
 - ・綿あめ
 - ・アルコール類
 - ・ソフトドリンク
- 他検討中

※屋台は商工会婦人部に協力していただきます。

☆ 対象者

- ・山古志在住者
- ・山古志出身者
- ・山古志愛好者
- ・山古志観光者

その他全員

目標人数 300名!!

☆ 雨の場合

- ・山古志体育館
- 大・小アリーナ使用
(仮予約済)

☆ 催し物

- ・のど自慢大会
- ・盆踊り大会
- ・抽選会

→ より多くの方に来てもらえるようホスター作成や招待状、SNSを通して呼びかける。

☆ 主な交通手段

- ・フロントテアが運営するクローバーバスを交通手段として活用